

平成26年度  
長期優良住宅化リフォーム推進事業

【評価基準型（2）】

募集要領

平成26年7月



## 目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2-1. 対象事業	1
2-2. 対象事業者	3
2-2-1. 補助を受ける者	3
2-2-2. 提案者	3
2-3. 補助額	4
2-4. 評価基準	9
3. 事業の実施方法	10
3-1. 提案公募	11
3-1-1. 公募	11
3-1-2. 評価基準型（1）の採択案件を再応募する場合について	12
3-1-3. 審査結果	12
3-2. 補助金交付	12
3-2-1. 交付申請	12
3-2-2. 交付決定	13
3-2-3. 補助事業の計画変更について	13
3-2-4. 実績報告及び額の確定について	13
3-3. 事業中及び事業完了後の留意点	14
3-3-1. 取得財産の管理等について	14
3-3-2. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	14
3-3-3. 事業後の対応	14
3-3-4. 個人情報の利用目的	15
3-3-5. その他	15
4. 応募方法	15
4-1. 公募・事業登録期間	15
4-2. 事務局窓口連絡先	15
4-3. 提出方法	16
4-3-1. 事業登録	16
4-3-2. 応募書類の提出	17
4-4. 提出書類	18
4-4-1. 提出部数	18
4-4-2. 提出書類の注意事項	18
4-4-3. 記入に当たっての留意点	19
参考別表	23
応募書類様式	24

これまでオールS型として表記されていましたが、今回の募集から評価基準型(2)の表記に統一します。これに伴い、平成26年4月25日からの公募で評価基準型と表記していたものは、区別するために必要な場合、評価基準型(1)と表記します。

## 1. 事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォーム及び適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の醸成、及びそれらの取組の普及を図ることを目的とします。

この募集要領は、すべての住宅性能の評価項目（P5、別表2参照）においてS基準を満たす長期優良住宅化リフォーム（以下、「評価基準型（2）」）に適用します。「評価基準型（2）」では、別紙「平成26年度長期優良住宅化リフォーム推進事業評価基準 一部改訂版（S基準部分の抜粋）」（以下、評価基準）に基づき住宅性能の向上を図る提案を募集します。評価基準については、平成26年4月より募集を開始した評価基準に基づく補助上限額100万円/戸の長期優良住宅化リフォーム（以下、「評価基準型（1）」）の公募時から変更がありますので、ご注意ください。なお、応募多数の場合、一部の提案のみ採択することがあります。

## 2. 事業内容

### 2-1. 対象事業

本事業の対象は既存の住宅（戸建住宅及び共同住宅等）※のリフォームとします。

- ※・一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分の床面積が全体の過半の住宅のみを応募対象とします。その場合、共同住宅等の評価基準が適応されますので、共同住宅等として提案してください。また、非住宅部分のみの性能向上に関するリフォーム工事費は補助対象に含みません。
- ・1提案あたりの補助対象事業費の合計が30万円以下となる軽微なものは、本事業の対象外とします。
- ・リフォームに伴い増築する場合、増築部分については補助対象外とします。

本事業（平成25年度以降の事業）において、一住戸が補助を受けられるのは原則1回限りとなります。下記の住宅については今回の公募で応募できませんので、ご注意ください。

- ・平成25年度の事業で採択された確定案件の住宅（ただし、補助金交付申請辞退届を提出した場合はこの限りではありません）。
- ・平成25年度の事業で採択された未確定案件で、かつ補助金交付申請済みの住宅。
- ・平成26年度「評価基準型（1）」または「提案型」（必ずしも評価基準では評価できない先進性・汎用性・独自性等の高い長期優良住宅化リフォームの公募）で採択され、かつ補助金交付申請済みの住宅。
- ・平成26年度の「提案型」で不採択となり、評価基準型で再応募する住宅。

ただし、平成26年度「評価基準型（1）」の公募で確定案件として採択された住宅（補助金交付申請書を提出済みのものを除く）で、すべての住宅性能の評価項目でS基準を満たすことを想定している住宅について、補助上限額が200万円となることに伴い、今回の公募に追加で応募することが可能です。

共同住宅等においては、共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受けることができ、その場

合の1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。なお、所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合は共同住宅等共用部分として提案してください（併せて共同住宅専用部分の提案をする必要はありません）。

応募にあたっては、下記の（１）～（５）の要件を全て満足する必要があります。

**（１）リフォーム後の住宅性能のうち、全ての住宅性能の評価項目でS基準を満たすものであること。**

- ・住宅性能については、P 9の別表 4 及び別紙「評価基準」を参照。
- ・補助を受けるにあたっては、登録住宅性能評価機関（以下、評価機関）によって、リフォーム後の住宅がS基準に適合していることの確認を得る必要があります。
- ・補助事業完了実績報告書の提出時に、評価機関の適合確認通りに工事が実施されていることを建築士によって確認することが必要です。（詳細はP 13の3-2-4参照）

**（２）一定の規模（別表 1 参照）を満たす既存の住宅であること。**

- ・対象とする住宅は、リフォーム工事後において、下記、別表 1 の規模を満たす必要があります。

別表 1) 事業の対象となる住宅及び住宅の規模

住宅の種別	事業対象となる住宅の規模
戸建住宅	5 5 m <sup>2</sup> 以上（1人世帯の一般型誘導居住面積水準）
共同住宅等*	4 0 m <sup>2</sup> 以上（1人世帯の都市居住型誘導居住面積水準）
戸建住宅・ 共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が4 0 m <sup>2</sup> 以上（階段部分を除く面積）

※店舗併用住宅等の非住宅用途の混在する住宅においては、共同住宅等の基準が適応されるため、住宅部分の面積が4 0 m<sup>2</sup>以上であることが必要です。

**（３）リフォーム工事着手前に建築士によるインスペクションを実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。**

- ・インスペクションは建築士資格を有する者\*が行うこととします。
- ・インスペクションは、原則として指定する現況検査チェックシートを用いて行うものとし、補助事業完了実績報告書提出の際に事務局へ提出するものとします。
- ・インスペクションで確認された劣化事象は、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。ただし、当面の補修を必要としない場合は、維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定め、補助事業完了実績報告書提出の際に事務局へ提出することとします。
- ・インスペクションで確認された劣化事象を補修する工事費は、「特定性能向上リフォーム工事費」または「その他性能向上リフォーム工事費」（詳細はP 5参照）に含むことができます。

※インスペクションについては、当該住宅について設計・工事監理ができる建築士免許を有する建築士が行うものとします。また、既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査をもって、建築士によるインスペクションに代えることができます。

(4) 原則として平成27年2月末までに工事着手するものであること。

(5) 原則として平成27年3月末までに工事完了し、かつ補助事業完了実績報告書の提出ができるものであること

・補助事業完了実績報告書は、原則として工事完了後1ヶ月以内に速やかに事務局に提出してください。

・平成27年3月末をもって、補助事業完了実績報告書の提出期限※とします。

※やむを得ない事情により、平成27年3月末までに補助事業完了実績報告書を提出できない場合は、あらかじめ承認を受けたうえで平成27年度に繰り越すことができます。

## 2-2. 対象事業者

### 2-2-1. 補助を受ける者

下記a) またはb) に該当する者のいずれかとする。

a) 本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う住宅のリフォーム工事発注者※(以下、「発注者」とする)

※共同住宅等の管理組合を含む

b) 本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う工事施工業者

### 2-2-2. 提案者

提案者は下記a) またはb) のいずれかの者とし、原則、提案者と補助を受ける者は同一者とし、1提案者につき、1つの提案書のみ受け付けるものとします。

a) 単独提案者

・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者(共同住宅等の管理組合を含む)

・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う工事施工業者

b) グループ提案者

・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う2者以上の工事施工業者からなるグループ

a)、b) いずれの場合も、自ら施工を行わない業界団体、設計事務所、コンサルタント、管理会社、建材商社等は、提案者となることはできません。発注者提案に限り、発注者の承認を得て「事務代行者の承認届」(P18「別表5」参照)を提出した場合、設計事務所、コンサルタント、管理会社等の事務代行者によって提案に係る手続きを行うことができます。ただし、工事施工業者は事務代行者になることができません。

また、工事施工業者が、自宅や自社物件等について自らリフォーム工事を行う場合は補助事業

の対象とはなりません。

提案に当たっては下記の事項に留意してください。

- ・法人による提案の場合、同一の法人登記である者を一者とします。(採択時には登記簿等に記載された法人名称所在地、登記番号(会社法人等番号)を記載していただく他、交付申請時に所在地や事業実態等が確認できる登記簿等の書類が必要)
- ・グループ提案の場合、グループの代表提案者となる法人名等及びその代表者名を明記するものとし、提案に係る連絡は代表提案者を通じて行うものとします。
- ・グループ提案の場合、提案時にグループを構成する工事施工業者の法人名等及び、代表者名を明記してください。
- ・提案後のグループの構成者の追加は認めません。
- ・グループ提案の場合、提案書に記載する過去のリフォーム工事実績は、グループを構成する工事施工業者の実績の合計とします。
- ・グループによって採択された確定案件の長期優良住宅化リフォーム工事は、原則として提案時に申請した構成者によって実施してください。未確定案件の場合はグループ構成者のうち、どの者が実施しても構いません。
- ・補助金交付申請書及び補助事業完了実績報告書は、代表提案者により提出するものとします。
- ・グループを構成する工事施工業者は、単独で他の提案をすることや、他のグループに所属して他の提案をすることはできません。重複して提案した場合、当該施工業者の提案は採択されないことがあります。
- ・これまでに実施した平成26年度事業の公募(「評価基準型(1)」及び「提案型」)において採択を受けている場合は、原則として「単独/グループ」の別を変更することはできません。また、原則としてグループの代表提案者を変更することや、グループの構成者が今回の公募で別のグループで応募することはできません。

工事施工業者が提案者となる場合、本補助事業の補助金相当額は、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者に還元される必要があります。発注者が買取り再販事業者である場合には、購入者に還元される必要があります。

補助金交付申請時に、発注者と工事施工業者間で締結する補助金交付に関する証書の提出を求める予定です。

## 2-3. 補助額

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象額は、次の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額及び(2)に掲げる附帯事務費の合計です。

### (1) 建設工事等に係る補助額

建設工事等<sup>\*</sup>に係る補助金の額は、下記a)～c)に掲げる長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用の合計の3分の1以内の額とします。ただし、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額を超えない額とします。

※設計費は建設工事費に含まないものとします。ただし、設計に必要なインスペクション



に要する費用、リフォーム工事の履歴情報のための図面作成等に要する費用は、それぞれの費用に含めることができます。

a) 特定性能向上リフォーム工事費

- ・別表2の性能項目について、別紙「評価基準」に基づく性能向上を図るリフォーム工事に要する費用及びその附帯工事に要する費用※

※・リフォーム工事後の性能がP5別表2に示す性能項目において、S基準となる場合に限ります。採択に当たっての評価基準の概要については、P9別表4及び別紙「評価基準」を参照してください。

- ・木造住宅において、劣化対策を図る工事にユニットバス設置工事を含む場合は、「a) 特定性能向上リフォーム工事」として1住戸あたりユニットバス設置工事費の1/3を補助対象工事費の上限とします。ただし、補助対象工事費の上限は30万円、補助額の上限は10万円とします。
- ・維持管理・更新の容易性を向上させるための工事に排水管の交換、または更生工事を含む場合は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に含むことができます。この場合、戸建住宅及び共同住宅等の専用部分、共用部分における排水管の交換または更生工事を「a) 特定性能向上リフォーム工事費」の対象とします。
- ・排水管の交換や更生工事を行う場合、排水管が共用部分に位置する場合及び、共用配管が専用部分に位置する場合の附帯工事費を補助対象とします。ただし、戸建住宅及び共同住宅等の専用部分における附帯工事費は補助対象外とします。
- ・性能の向上を伴わない劣化事象の補修工事については「その他性能向上工事」に含むことは可能ですが、特定性能向上工事に含むことはできませんので、ご注意ください。

別表2) 住宅の種類別の性能項目

住宅の種類	性能項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策 ⑥可変性

※・共同住宅等の場合、共用部分と住戸専用部分をあわせて、S基準適合の判断を行ってください。

- ・共同住宅等における「維持管理・更新の容易性」の評価は原則として共用配管・専用配管のS基準を共に満たす必要があります。ただし、共用部分の提案をする場合、共用配管及び、過半の住戸における専用配管のS基準を満たしているれば、補助対象とします。その場合の補助対象工事費は、(S基準を満たしている住戸数) ÷ (全住戸数) を乗じた額となります。

b) その他性能向上リフォーム工事費

- ・ a) を除く工事で、住宅の性能向上に資するリフォーム工事に要する費用、及びその附帯工事に要する費用※<sup>1</sup>
- ・ インспекションにおいて認められた劣化事象の補修工事に要する費用※<sup>2</sup>

- ※1)・補助対象に含まれない工事は、「特定性能向上リフォーム工事費」及び「その他性能向上リフォーム工事費」に該当しない別表3の工事等とします。
- ・ユニットバス設置に伴い高断熱浴槽を導入する場合は、ユニットバス設置工事費の1/3を上限に「b) その他性能向上リフォーム工事費」の対象とします。ただし、補助対象工事費の上限は30万円、補助額の上限は10万円とします。
- ※2)・築10年以内の構造耐力上主要な部分や雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に係る補修等、事業者が瑕疵担保責任がある工事は原則として補助対象外とします。

別表3) 補助対象外の工事<sup>※1</sup>

種別	補助対象外工事
専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁・屋根の装飾及び、個人の趣味・嗜好による外壁の塗り替え</li> <li>・天井、内壁等の壁紙等の内装工事</li> <li>・床材の設置・交換工事</li> <li>・家具（組み込み式を含む）の設置工事</li> <li>・間取りの変更工事</li> <li>・トイレの設置・交換工事（節水型トイレ<sup>※2</sup>を設置する場合を除く）</li> <li>・浴室の設置・交換工事（劣化対策としてユニットバスを設置する場合及び、高断熱浴槽<sup>※3</sup>を設置する場合を除く）</li> <li>・洗面台の設置・交換工事</li> <li>・システムキッチンの設置・交換工事</li> <li>・その他、個人の趣味・嗜好に基づくリフォーム工事 等</li> </ul>
住宅に組み込まれない設備・機器等の導入・交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等、壁掛け式熱交換型換気設備</li> <li>・浴室・衛生関連設備のうち、シャワーヘッドの交換、食器洗浄機等</li> <li>・調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）</li> <li>・住戸内（戸建住宅及び共同住宅等）に設置する照明器具、共同住宅等の共用部における照明器具のうち電球の交換等工事を伴わない器具の交換</li> <li>・上記に類する発注者が分離して購入可能な後付けの家電に類するもの</li> <li>・原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）</li> <li>・蓄電池</li> <li>・家具の固定のための器具及び工事 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外構・庭・塀・地盤に関する工事</li> <li>・太陽光発電設備</li> <li>・本補助事業の主旨に合わないと思われるもの 等</li> </ul>

※1) 補助対象工事に伴う現状復帰及び現状と同等のものとするための費用については、補助対象とすることができます。

※2) その他性能向上工事として補助対象となる節水型トイレは JIS A 5207 の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限ります。

※3) その他性能向上工事として補助対象となる高断熱浴槽は JIS A 5532 の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限ります。

c) 長期優良住宅化リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクション、工事後に作成するリフォーム工事の履歴情報、維持保全計画<sup>※1</sup>の作成に要する費用、及びリフォーム瑕疵保険<sup>※2</sup>（大規模修繕瑕疵保険を含む、以下同じ）の保険料（検査料を含む）<sup>※3</sup>

※1) 維持保全計画については、本事業によるリフォーム工事に際して作成するものを補助対象とします。

※2) 補助対象となるリフォーム瑕疵保険は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人による保険とします。

※3) c) に要する費用については、工事費に比べて著しく高額である場合には積算根拠の提示を求める場合があります。

## (2) 附帯事務費

本補助事業の遂行に必要な経費の実績額に基づいて、P 2 3 別表 6 に掲げる附帯事務費として、(1) に掲げる補助額（国費）の合計額の 2. 2 % 以内の額を補助します。P 2 3 別表 7 に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

## (3) 補助限度額

(1) に掲げる補助額（国費）、(2) に掲げる附帯事務費の合計額について 1 住戸あたり<sup>※1</sup> 2 0 0 万円を補助限度額とします。

なお、1 提案あたりの長期優良住宅化リフォーム工事の戸数及び補助額の上限は応募の状況によって定めるものとします。目安として、単独提案者の場合は、平成 2 6 年度事業でこれまでに公募を実施した「評価基準型 (1)」と「提案型 (不採択時の評価基準型への再応募を含む)」及び、「評価基準型 (2)」を合算し、補助額 5, 0 0 0 万円程度、グループ提案者の場合は補助額 1 億円程度<sup>※2</sup>とします。

※1) 共用部分と専用部分で各々 1 回ずつ採択を受けた場合、1 住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。

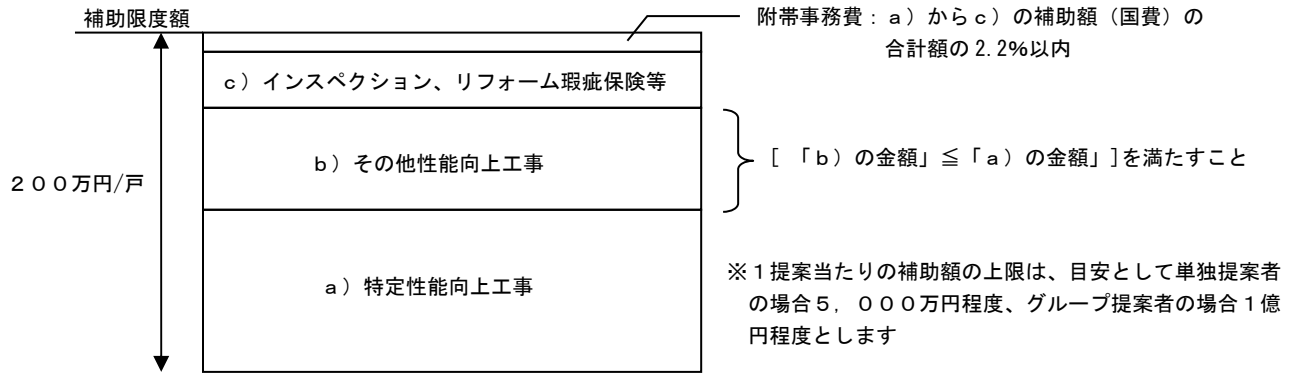
※2) グループの構成者 1 者あたりの補助限度額は 5, 0 0 0 万円程度とします。

## (4) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象工事費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

(参考) 補助限度額のイメージ



## 2-4. 評価基準

- ・リフォーム工事後の住宅性能に係る評価基準の概要は別表4の通りです。
- ・評価項目ごとの基準の詳細は別紙「平成26年度長期優良住宅化リフォーム推進事業評価基準一部改訂版（S基準部分の抜粋）」を参照してください。
- ・本公募で適用される評価基準は「評価基準型（1）」のS基準を基に、「3. 省エネルギー対策」について、一部変更を加えたものです。なお、平成26年度「評価基準型（1）」、「提案型（不採択時の評価基準型への再応募を含む）」においては、変更前の評価基準が適用されます。

別表4）リフォーム後の住宅性能に係る評価基準（S基準）の概要

	評価基準（S基準）の概要
1. 構造躯体等の劣化対策	新築認定基準*（＝劣化対策等級3に加え、構造の種類に応じて定められた基準）に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。
2. 耐震性	新築認定基準*に適合すること。 又は、次のいずれかに適合すること。 ① 新耐震基準による住宅（住宅の着工時期が昭和56年6月1日以降）であり、かつ木造住宅にあつては基礎が鉄筋コンクリート造であることなど、一定の措置が講じられていること。 ② 耐震改修促進法に基づく耐震診断により、 $I_s \geq 0.6$ 、 $q \geq 1.0$ （木造は $I_w \geq 1.0$ ）であること。
3. 省エネルギー対策	次のいずれかに適合すること。 ① 新築認定基準*（＝断熱等性能等級（省エネルギー対策等級）4）に適合し、一定の気密性が確保されていること。 ② 一次エネルギー消費量等級4に適合し、一定の断熱措置が講じられ、一定の気密性が確保されていること。 ★外壁上下の気流止めの施工状況や、断熱材の経年的劣化の影響を考慮する等の変更点があります。詳しくは「評価基準」をご参照ください。
4. 維持管理・更新の容易性	新築認定基準*（＝維持管理対策等級3）に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる場合、当該基準を代替可能。
5. 高齢者等対策 （共同住宅等のみ）	新築認定基準*（＝高齢者等配慮対策（共用部分）等級3のうち一部の項目）に適合すること。 ただしエレベータ設置に代えて階段両側手すり設置を可とする。
6. 可変性 （共同住宅等のみ）	新築認定基準*（＝躯体天井高さ2,650mm以上）に適合すること。 又は、主たる居室天井高さ2,400mm以上
7. 住戸面積の確保	戸建住宅：55㎡以上、共同住宅：40㎡以上 戸建住宅・共同住宅共通：少なくとも1の階の床面積が40㎡以上（階段部分を除く）
8. 居住環境への配慮	新築時に新築認定基準*（地区計画等の区域内にある場合、これらの内容と調和）に適合していること。なお、既存建築物への遡及については当該地区計画等の規定に準じる。
9. 維持保全計画の策定	新築認定基準*（点検の時期・内容を定めること等）に適合すること。 かつ、インスペクションにより判明した劣化事象についてリフォーム時に補修を行わない場合は、当該部分の点検・補修等の時期・内容を記載すること。また、点検の強化等が評価基準適合の条件となる場合は、その内容を記載すること。

※新築認定基準：平成21年国交省告示第209号「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」

### 3. 事業の実施方法

本事業は別図1のとおり、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

#### (1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては、事業登録と応募書類提出の2段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、P12「3-1-2」に記載のとおり、独立行政法人建築研究所に設置された学識経験者等による長期優良住宅化リフォーム推進事業評価委員会（以下、評価委員会）の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

#### (2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に補助事業完了実績報告を行っていただく必要があります。

別図1) 公募・審査、補助金交付のフローの概略



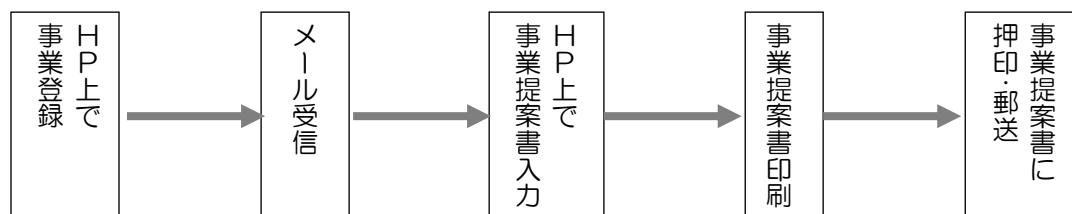
※1) インスペクション及び維持保全計画が作成済みの場合は、適合確認書が発行されます。その場合、「評価機関による審査②」の手続きは不要です。

※2) ※1で適合確認書が発行され、かつ工事内容が変更になった場合は、「評価機関による審査②」が必要です。

### 3-1. 提案公募

#### 3-1-1. 公募

P15「4. 応募方法」に記載のとおり、公募期間中に本事業のホームページ（URLはP16参照）にて事業登録後、ホームページ上で事業提案書を入力し、必要書類を印刷して押印の上、提出してください。応募書類の提出前に、事業登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。



複数住戸をまとめて提案する場合、一部の物件が未確定でも応募は可能ですが、応募時の提案戸数のうち、少なくとも1住戸以上についてリフォーム工事の実施が確定している必要があります。

1提案当たり提案可能な確定案件の戸数は2戸（グループ提案の場合4戸）を上限とします。確定案件として共同住宅等の共用部分のみを提案する場合にあっては、1棟であれば合計戸数2戸（グループ提案の場合2棟までであれば4戸）を超えた提案が可能です。また、グループ提案で共同住宅等共用部分1棟と併せて、戸建住宅または共同住宅等専用部分を提案する場合は、共同住宅等共用部分を2戸と見なして、4戸まで提案することができます。

（参考）確定案件で提案可能な住宅のパターンの例

提案者の種別	戸建住宅	共同住宅等専用部分	共同住宅等共用部分	合計
単独提案	1戸	1戸	0戸（0棟）	2戸（0棟）
単独提案	0戸	0戸	10戸（1棟）	10戸（1棟）
グループ提案	2戸	2戸	0戸（0棟）	4戸（0棟）
グループ提案	1戸	1戸	20戸（1棟）	22戸（1棟）
グループ提案	0戸	0戸	30戸（2棟）	30戸（2棟）

所有形態が区分所有かつ共同住宅等共用部分の提案で、一団の土地に建つ複数の住棟をまとめて提案する場合においては、上限以上の棟数を提案できる場合があります。その場合は事務局にお問い合わせの上、当該提案が一団の土地と見なすことができ、かつリフォーム工事を実施することが分かる資料等（管理組合と施工業者との打合せ記録、団地の配置図等）を提出してください。

審査に当たっては、リフォーム工事实施後の工事着手時期別の件数やリフォーム工事の概要、補助金申請額等の提出を求めます。なお、提出書類の詳細はP18別表5を参照してください。

### 3-1-2. 評価基準型（1）の採択案件を追加応募する場合について

平成26年度「評価基準型（1）」の公募で確定案件として採択された住宅（補助金交付申請書を提出済のものを除く）で、すべての住宅性能の評価項目でS基準を満たすことを想定している住宅について、補助上限額が200万円となることに伴い、今回の公募に追加で応募することは可能です。その場合、1住戸当たり追加で提案できる上限金額は、評価基準型（1）での採択額に関わらず100万円とします。

「評価基準型（2）」で追加採択を受けた場合は、「評価基準型（1）」の採択通知の変更を行い、採択額に上限100万円の補助額を追加します\*。なお、「評価基準型（2）」で不採択となった場合であっても、「評価基準型（1）」での採択の権利を失うことはありません。また、追加採択を受けた場合であっても「評価基準型（2）」の補助金交付申請辞退届を提出することで「評価基準型（1）」で応募することができます。

※追加採択された住宅の工事着手の期限及び完了実績報告書の提出期限は「評価基準型（2）」の期限が適用されます。詳細は追加採択時にご案内します。

### 3-1-3. 審査結果

国土交通省が評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、提案者（グループ提案の場合は代表提案者）に通知します。

応募多数の場合、以下の1）～3）の観点で優先順位をつけて採択事業、採択戸数、補助額を調整することがあります\*。

- 1) 長期優良住宅化リフォームの普及を目的とし、多くの事業者・発注者が本制度を利用できるように採択する。
- 2) 確実に工事着手が見込まれる事業を優先的に採択する。
- 3) リフォームの工法や仕様について多様な事業者が採択されるよう配慮する。

※・優先順位をつける際、提案者の過去のリフォーム工事实績（グループ提案の場合はグループの構成者のリフォーム工事实績の合計）を考慮することがあります。

・採択された事業数、戸数については予算の状況により変更・終了することがあります。その場合、事前に採択事業者に連絡するとともに、再度、書類を提出して頂く場合があります。

### 3-2. 補助金交付

審査結果の採択通知の際に、交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

#### 3-2-1. 交付申請

交付申請は事業が採択され、提案した事業ごとに工事の内容が決まった時点で行ってください。交付申請が提出されない場合や、交付決定がされない場合は、補助金が交付されませんのでご注意ください。

補助金交付申請時には登録住宅性能評価機関による技術的審査を受け、評価機関の発行する基準適合を確認した書類を提出していただきます。



### 3-2-2. 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し、交付決定を行います。交付決定の結果は申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付規程及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

### 3-2-3. 補助事業の計画変更について

補助を受ける者が、やむを得ない事情により、次の①, ②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

①補助事業の内容の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事務局に報告し、その指示に従っていただきます。このような手続きを行わず、計画内容に変更があり採択された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

### 3-2-4. 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業完了後1ヶ月以内に、補助事業完了実績報告書を提出していただく必要があります。補助事業完了実績報告書の提出時には、併せて下記の確認をしますので、ご注意ください。

- ・ 補助事業完了実績報告書提出の際、登録住宅性能評価機関による技術的審査を受け、評価機関の発行する適合確認書を提出していただきます。また、補助事業完了実績報告書において、建築士資格※を有するものによって評価機関による適合確認書通りに工事が施工されているかについての確認を求めます。

※当該住宅について設計・工事監理ができる建築士免許を有する建築士が確認するものとします。

- ・ 補助対象となっている住宅の現況検査チェックシートを確認します。
- ・ 補助対象となっている住宅の維持保全計画書及び長期優良住宅化リフォーム工事の履歴を確認します。
- ・ リフォーム瑕疵保険に加入している場合、付保証明書を確認します。

補助事業完了実績報告書を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。詳細は採択時にお知らせします。

### 3-3. 事業中及び事業完了後の留意点

#### 3-3-1. 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

#### 3-3-2. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

本事業では、必要に応じて「補助事業完了実績報告書」の提出後に、現地にて完了検査をする場合があります。また、補助金支払後についても現場検査を行うことがあります。万一、交付規程、募集要領、交付決定の内容等に違反する行為がなされた場合、次の①～③の措置が講じられ得ることに留意してください。

①適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

また、現況検査チェックシート、工事内容の適合書類等の本事業に必要または関連する書類、図面等の作成を担当した建築士については、故意又は悪意による虚偽の記入・証明、未確認での記入・証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となる場合があります。

#### 3-3-3. 事業後の対応

補助を受けた者が補助対象財産を販売等により他者に譲渡する場合は、承認が必要となります。ただし、買取再販を行うことが確定している案件については、交付申請時にその旨を申告し、売却決定時に承認を受けるものとします。売却後であっても、補助金等の交付の目的に反して使用する場合は国土交通大臣等の承認が必要となり、補助金の返還が求められることがあります。

また、補助を受けた者は、事業実施内容の検査や、長期優良住宅化リフォームの調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

普及促進を目的に長期優良住宅化リフォームの推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容などに関する情報を使用することがあります。この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

### 3-3-4. 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

### 3-3-5. その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成24年3月15日付け国住生第185号）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け国住生第845号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

## 4. 応募方法

### 4-1. 公募・事業登録期間

公募期間・事業登録期間へ

平成26年7月18日（金）～平成26年8月20日（水）18時 必着\*

※メール便をご利用する場合は、到着まで時間を要する場合がありますのでご注意ください。

### 4-2. 事務局窓口連絡先

質問・相談については、原則として、電子メール\*又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本募集要領及び応募様式等は、次ページに示すホームページからダウンロードしてください。

また、本募集要領及び応募様式等は下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。  
※メールでの問い合わせの際には、事業登録時に通知する応募番号を件名に記入して下さい。

メールの件名の例) 【26X1XXXX】提案者についての質問

(応募書類の送付先)

〒104-0031

東京都中央区京橋1-2-4 ノリオビル2階SMB710

(独) 建築研究所長期優良住宅化リフォーム評価室

(問い合わせ先)

FAX : 03-5805-0533

メールアドレス: qanda@choki-reform.com

電話番号: 03-5805-0522

土日祝日を除き、9:30~18:00まで(12:00~12:45を除く)

(募集要領・応募様式等配布場所)

ホームページ: [http://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](http://www.kenken.go.jp/chouki_r/)

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル4F

株式会社 市浦ハウジング&プランニング

長期優良住宅化リフォーム推進事業担当

#### 4-3. 提出方法

応募にあたっては事業登録の上、応募書類を提出してください。

##### 4-3-1. 事業登録

応募にあたり、本事業のホームページ ([http://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](http://www.kenken.go.jp/chouki_r/)) にて、応募者、事業概要等について、以下のとおり事業登録をしてください。

- (1) 事業登録の内容 (提案者の情報・連絡先、長期優良住宅化リフォーム推進事業の概要等)
- (2) 留意点

- ① 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。 P18、4-4-2に記載のとおり、応募書類の提出を期限内に行ってください。
- ② 事業登録では、長期優良住宅化リフォーム推進事業についての内容を登録してください。
- ③ 事業登録の受付時に、ホームページ上応募番号 (算用数字5桁) を応募者に通知します。応募書類には、必ず通知された応募番号を記入してください。
- ④ 事業登録には、電子メールアドレスの登録が必要\*となります。登録いただいた電子メールアドレスは、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。

また、一度登録された電子メールアドレスは、原則として変更することはできませんので、変更する必要がある場合は事業登録をやり直していただく必要があります。  
※電子メールアドレスがない場合や、HP上での申請様式への入力ができない場合などは、P 1 6 に記載の問い合わせ先まで事前にご相談ください。

#### 4-3-2. 応募書類の提出

応募書類の提出は、以下に示す事項に留意して行ってください。

- ・申請内容をホームページ※<sup>1</sup>上で、申請様式に入力し、出力した紙面に押印して、添付書類を添えて、応募書類の提出先※<sup>2</sup>まで郵送してください。

※1) ホームページのURLは、事業登録の際にお送りするメールを参照して下さい。

応募書類の提出先は、P 1 6 を参照してください。

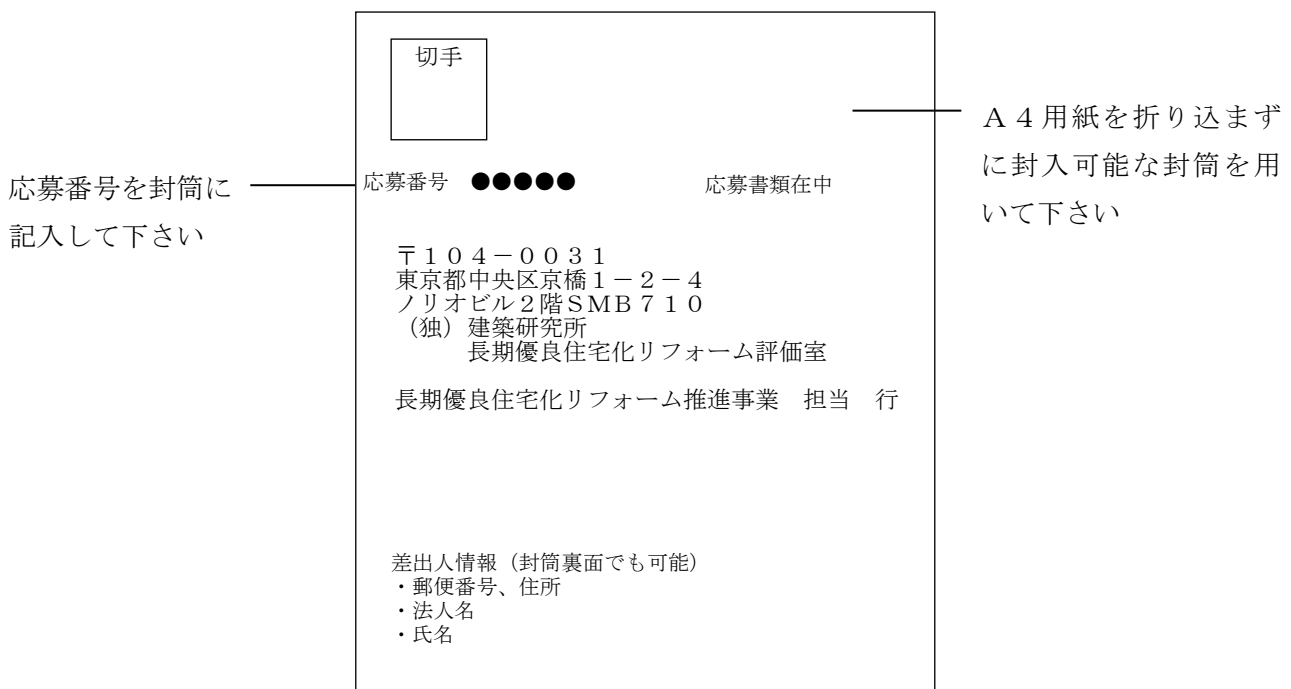
※2) 平成25年度事業においてはCD-Rの提出を必須としましたが、平成26年度事業においては提出の必要はありません。

全ての応募書類の提出は、郵送※でのみ受付いたします。応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（簡易書留等）で申し込みをしてください。

郵送時は、必ず宛先に「長期優良住宅化リフォーム推進事業 担当」と記載してください。また、郵送時の封筒等に必ず事業登録時に通知された「応募番号」を記載し、「応募書類在中」の旨を記載してください。（公募締切後の応募書類の差し替えは認めません。）

※郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、到着日にご注意ください。

#### 別図2) 応募書類郵送用封筒の作成例



#### 4-4. 提出書類

提案をしようとする者は、提出書類一覧表（別表5参照）に従って必要部数を揃えて提出してください。グループ申請の場合、全ての構成員者の押印が必要ですので、提出期限にご注意ください。

##### 4-4-1. 提出部数

書類：2部※（正1部、正のコピー1部）

※全て片面印刷として下さい。

##### 4-4-2. 提出書類の注意事項

- 1) 別表5)に示す提出書類一覧表のうち、①～⑫までの必要書類をA4サイズにまとめて、1部ずつダブルクリップで留めてください。
- 2) 提出書類は、ホームページ上の案内にしたがって入力・印刷した申請様式に押印したものとしてください。一部でも手書き修正されたものは事務処理を行うことができません。また、一部でも修正を行った場合は、当該ページ以外にも反映されることがありますので、必ず提案書全体を印刷し直して押印し、提出してください。
- 3) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、ホームページ上の入力が不適切または提出書類の内容と異なるもの、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 提出書類の内容について、事務局より問い合わせを行うことがありますので、提出書類の控えは必ず保管してください。

別表5) 提出書類一覧表

書類名	提出書類 (◎必須、○必要 に応じて添付)	提出部数	備考
⑩応募書類のチェック表	◎	2部(正1部、正のコピー1部)  ※A4サイズとして1部ずつダブルクリップ留めのこと	様式0
①提案申請書	◎		様式1-1
②-1 グループの構成員リスト※ <sup>1</sup>	○		様式1-2(1)
②-2 グループの構成員※ <sup>1</sup>	○		様式1-2(2)
③補助事業の実施体制	◎		様式1-3
④-1 対象住宅の概要(全体概要、戸建住宅)	◎		様式2-1(1)
④-2 対象住宅の概要(共同住宅等)	○		様式2-1(2)
⑤確定分の対象住宅の概要※ <sup>2</sup>	◎		様式2-2
⑥「評価基準型(1)」の確定案件の採択案件を追加応募する場合の補助申請額の確認	○		様式2-3
⑦長期優良住宅化リフォーム工事の概要※ <sup>2</sup>	◎		様式3-1

⑧事業計画及び補助金申請額(1) ※ <sup>2</sup>	◎		様式4-1
⑨-1 事業計画及び補助金申請額(2)	◎		様式4-2
⑨-2 事業計画及び補助金申請額(3) ※ <sup>3</sup>	○		様式4-2(2)
⑩長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳※ <sup>2</sup>	◎		様式4-3
⑪事務代行者の承認届※ <sup>4</sup>	○		様式5
⑫添付書類※ <sup>5</sup>	○		事務局にお問い合わせ下さい

※1) グループ構成者リスト及び、グループ構成者はグループ申請の場合に添付してください。

※2) 住宅の種類別（戸建住宅、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分）及び、確定・未確定の分類に応じて、提案に必要な書類を提出してください。

※3) 「評価基準型（1）」または「提案型」で採択を受けた場合及び、「提案型」で不採択となり、評価基準型で再応募する場合は提出して下さい。

※4) 発注者が設計事務所等を事務代行者として承認、届出を行う場合、提出してください。

※5) 一団の土地に建つ複数の共同住宅等の共用部分を確定案件の上限戸数（棟数）を超えて提案する場合、提出してください。（P11参照）

#### 4-4-3. 記入にあたっての留意点

【 】内は本事業の提案書作成を行うホームページ上のメニュー名を示していますので、ホームページ入力時にご確認ください。

##### ⑩応募書類のチェック表（様式0）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要書類が整っているか、記入漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・申請書PDFをダウンロードすると、一枚目に添付されますので、該当する項目の確認欄に手書きでチェックを入れ、「記入者の情報」を記入の上、提出してください。記入者の氏名は自署で記入してください。

##### ①提案申請書（様式1-1）：入力フォーム【申請書基本情報】から入力

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知するID（メールアドレス）・パスワードを用いて入力用ホームページにログインして入力してください。応募番号は自動的に入力されますので、事業登録時に送付されたメールに記載されている応募番号と一致しているか、確認してください。
- ・提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名と代表印を押印し、個人の場合は個人名と実印を押印してください。
- ・グループ提案の場合は、グループを構成する者から代表提案者を一者記入して下さい。
- ・発注者提案の場合、提案者連絡先には発注者本人または発注者に属する者（法人の場合は、当該法人に属する者とし、個人の場合は本人または家族等）としてください。
- ・事務代行者の承認届を提出する場合、提案者連絡先に事務代行者の名称、メールアドレス等を記入して下さい。事務代行者の法人名は、部署名欄に記入してください。
- ・提案者連絡先は、実務的な連絡を日中受けることが可能な連絡先としてください。

- ・グループ名及び事業名は、他のグループ、事業と区別しやすい名称として下さい。また、平成26年度事業「評価基準型（1）」または「提案型」で採択を受けたグループは今回の応募においても原則として同一のグループ名として下さい。
- ・「評価基準型（1）」または「提案型」で採択を受けた提案者は、様式の右下部分の所定の欄にそれぞれの応募番号（5桁の数字）を記入して下さい。

②グループの構成者（様式1-2）：入力フォーム【グループ提案構成者】から入力

- ・グループ提案の場合、グループを構成するすべての法人・団体等の名称及びその代表者名を、グループ提案構成者一覧に記入してください。
- ・グループ提案の場合、グループ提案構成者一覧に記入すれば、様式1-2（1）、様式1-2（2）が自動生成されますので、印刷した様式1-2（2）に各構成者が押印した上で代表提案者が取りまとめて提出してください。また、未記入の様式1-2（2）を印刷することもできますので、手書きで記入、押印することが可能です。この場合、様式1-2（1）と構成者の通し番号（No.）を整合させてください。
- ・これまでに実施した平成26年度事業の公募（「評価基準型（1）」及び「提案型」）において採択を受けている場合は、原則として「単独/グループ」の別を変更することはできません。また、グループの代表提案者を変更することや、グループの構成者は今回の公募で別のグループで応募することはできません。

③補助事業の実施体制（様式1-3）：入力フォーム【申請書基本情報】から入力

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案者の直近3期分（年、年度、会計年度いずれも可）におけるリフォーム工事、及びリフォーム以外を含む総工事費の実績概要及び資本金（法人の場合に限る）を記入してください。グループ提案の場合は、グループを構成する者の実績の合計、代表提案者の資本金を記載して下さい。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合は、該当欄に法人名等を記入してください。（作業協力者がいない場合は、記入の必要はありません。）

④対象住宅の概要（様式2-1）：自動生成されますので、【工事件数・補助申請額】から確認

- ・リフォーム工事の概要については、補助を受ける者及び所在地が確定している住戸（確定分）、応募時に補助を受ける者や所在地が決まっていない住戸（未確定分）に分けて必要事項が集計されますので内容に誤りがないか確認してください。
- ・リフォーム工事の申請件数については、戸建住宅・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分別に、戸数及び補助申請額等が確定分と未確定分に分けて集計されますので、内容に誤りがないか確認してください。

⑤確定分の対象住宅の概要（様式2-2）：入力フォーム【確定分の戸建・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分の一覧】から入力

- ・事業が確定している案件（1件以上）の世帯主等の氏名及び住所（共同住宅等の場合は戸



数)、工期(着手及び完了の時期)を記入してください。

- ・共同住宅等共用部分については棟単位で記入してください。
- ・所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合、共同住宅等共用部分として入力してください(併せて共同住宅等専用部分を入力する必要はありません)。この場合、住棟全体をリフォーム欄にチェックを入れてください。
- ・グループ提案の場合には、各案件を担当する構成者番号を記入して下さい。
- ・平成26年度事業「評価基準型(1)」で採択された確定案件の住宅を追加で応募する場合は、「評価基準型(1)」で採択された対象住宅の名称(例:戸確-2)を記入してください。共同住宅等専用部分では採択された複数住戸のうち一部の住戸を、共用部分では複数住棟のうち一部の住棟を提案することが可能です。

⑥「評価基準型(1)」の確定案件の採択案件を追加応募する場合の補助申請額の確認(様式2-3):様式をダウンロード

- ・「評価基準型(1)」で採択された住宅を追加応募する場合、「評価基準型(1)」での確定案件の採択情報や、「評価基準型(1)」の採択額のうち、追加応募する住宅で用いる予定であった補助額を記入した上で、今回の追加応募額を記入してください。
- ・追加応募額の上限は100万円/戸であり、1住戸当たりの補助上限額は「評価基準型(1)」の採択で用いる予定であった補助額に100万円を加えた金額となります。

⑦長期優良住宅化リフォーム工事の概要(様式3-1):入力フォーム【確定分・未確定分の戸建・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分の一覧】から入力

- ・確定分と未確定分を区分し、長期優良住宅化リフォーム工事の概要を記載してください。
- ・各工事の内容、工事個所をチェックした上で仕様等を簡潔に記入してください。
- ・確定分の案件については様式2-2と住宅NO.が一致するよう注意してください。
- ・未確定分の案件については参考として、想定される標準的な工事内容を記入してください。工事後にS基準に適合できない場合を除き、記入の内容によって未確定物件の工事内容が制約を受けることは原則ありません。

⑧～⑨事業計画及び補助金申請額(様式4-1、様式4-2):入力フォーム【確定分・未確定分の戸建・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分の一覧】から入力

- ・様式2-2、様式3-1の住宅NO.と合わせ、それぞれに金額等を記入してください。
- ・様式4-3に記入する金額を基に、事業費及び補助申請額などを算定してください。
- ・1住戸あたりの補助金交付の限度額を設けておりますのでご注意ください。また、1提案当たりの補助限度額を目安として定めておりますのでご注意ください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満を切り捨てとしてください。特に、補助額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。
- ・様式4-2(2)には、「評価基準型(1)」または「提案型」の採択を受けた場合の採択額\*、「提案型」で不採択となり、再応募する場合の提案額を入力して、総額が補助額上

限の目安に納まっていることを確認して下さい。「評価基準型（２）」のみ提案する場合、提出は不要です。

※「評価基準型（２）」の応募書類提出時に「提案型」の採否・金額が不明な場合、提案額を記入してください。

⑩長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（様式４－３）：入力フォーム【確定分・未確定分の戸建・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分の一覧】から入力

- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。確定分と未確定分に区分し、それぞれ様式２－２、様式３－１、様式４－１の住戸NO.に一致するよう注意してください。
- ・工事費等（工事費、インスペクションに係る費用、リフォーム瑕疵保険に係る費用等）の項目を適宜立てて、仕様、数量等を明記してください。
- ・未確定分の案件については参考として、想定される標準的な工事内容を記入してください。工事後にS基準に適合できない場合を除き、記入の内容によって未確定物件の工事内容が制約を受けることは原則的にありません。
- ・機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合、共同住宅等共用部分として入力してください。この場合、内訳の備考欄に「※一棟リフォーム」と記入してください（確定分・未確定分共通）。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑪事務代行者の承認届：ホームページの「その他関連資料」から様式をダウンロードして作成

- ・発注者提案の場合に設計事務所等が、事務代行者として提案を行う場合に提出してください。
- ・発注者が事務代行者として承認したことを双方の合意に基づいて提出していただく必要がありますので、発注者の同意と押印が必要です。

⑫添付書類

- ・確定案件の上限戸数（棟数）を超えて一団の土地に建つ共同住宅等の共用部分の提案を行う場合、以下の書類を提出していただきます。詳しくは事務局までメールでお問い合わせください。

[1] 施工業者と共同住宅の管理組合との間の打合せ議事録で、提案内容を確認できるもの。

[2] 提案しようとする複数の住棟が、一団の土地に建っていることがわかる配置図

参考別表

別表6) 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な人件費、旅費、一般管理費等

別表7) 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施（附帯事務を除く）するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

### 応募書類のチェック表

■提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式1-1	提案申請書	応募番号を正しく記入しているか	<input type="checkbox"/>
		提案者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
		提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う建築主または施工業者であるか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(1)	グループ提案における構成者リスト	(グループ提案の場合) 全ての構成者が記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(2)	グループ提案における構成者	(グループ提案の場合) 全ての構成者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
様式1-3	補助事業の実施体制	リフォーム工事の過去の概算実績が記載されているか	<input type="checkbox"/>
		提案者以外の作業協力者がいる場合、記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	対象住宅の概要	住宅の分類(戸建住宅・共同住宅等専用部・共同住宅等共用部)及び、確定・未確定別にそれぞれの提案住宅戸数と事業費・補助申請額を記入しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	確定分の対象住宅の概要	1件以上の確定案件について、リフォーム工事の発注者、所在地、工期、(共同住宅等の場合戸数)が記載されているか 「評価基準型(1)」の確定案件の採択案件を追加応募する場合、採択通知に記載された番号が記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式2-3	「評価基準型(1)」の確定案件の採択案件を追加応募する場合の補助申請額の確認	「評価基準型(1)」の採択通知の内容が転記されており、追加応募に必要な事項(追加応募の有無、戸数、追加補助申請額、合計補助申請額等)が記載されているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1	長期優良住宅化リフォーム工事の概要	リフォームの概要、工事実施項目(確定案件は工事後の性能)、工事箇所、工事内容を正しく記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1 様式4-2	事業計画及び補助申請額	補助申請額が、1住戸あたり附帯事務費を含め200万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		その他性能向上リフォーム工事費が特定性能向上リフォーム工事費以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請総額が上下限を超えていないか(下限:10万円、上限:単独提案の場合5,000万円、グループ提案の場合1億円)	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-2(2)	補助申請額の確認	補助申請総額が、評価基準型(1)、提案型、評価基準型(2)の合計で「上限を超えていないか(単独提案の場合5,000万円、グループ提案の場合1億円)」	<input type="checkbox"/>
様式4-3(1) 様式4-3(2)	長期優良化リフォーム工事に係る事業費の内訳	補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式5	事務代行者の承認届	(事務代行を行う場合)発注者の押印があるか	<input type="checkbox"/>
記入者	法人・団体名	氏名(自署)※	

※) 氏名は自署で記入して下さい。

申請日(記入日)	平成26年		月		日
提案番号	26				

国土交通大臣 太田昭宏 殿

平成26年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書（評価基準型(2)）

以下の内容により、長期優良住宅化リフォーム推進事業の提案を申請します。

応募番号						
事業名						
提案者種別(選択)	<input type="checkbox"/> 単独提案		提案者(選択)			
	<input type="checkbox"/> グループ提案		グループ名			
			代表提案者の種別(選択)	法人・団体等		
提案者※1 (グループ提案の場合 は代表提案者)	法人・ 団体等 の場合	法人・団体等の名称	フリガナ			印
		法人・団体等の郵便番号				
		法人・団体等の住所				
		代表者名	役職名			
			フリガナ			会社法人等番号※2
	個人 の場合	氏名	フリガナ			印
郵便番号						
住所						

提案者連絡先（グループ提案の場合は代表提案者に属し、日中連絡を取れる方）					<input type="checkbox"/> 事務代行を行わない	
部署名	役職名		氏名	フリガナ		
メールアドレス			住所	〒		-
電話		(内線)				

※1)代表提案者は、事業登録時に選択した者について、法人・団体等の場合は法人名又は団体名と代表者名を、個人の場合は、氏名を記入して下さい。

※2)会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。

※3)住所は、都道府県名を省略しないで記載して下さい。

本提案とは別にH26年度4月に開始された評価基準型(1)、提案型の提案募集に応募した方は、右に各々の評価基準型(1)、提案型の応募番号を記入して下さい。

評価基準型(1)応募番号	
提案型応募番号	

### グループ提案における構成者リスト

(グループ提案のみ提出)

構成員数： 件

グループ名					
グループの構成者※1					
構成者NO. 1 代表提案者 ※2	法人・団体等 の名称※3	フリガナ			
2	法人・団体等 の名称※3	フリガナ			
	法人・団体等 の住所	郵便番号			
		住所			
	電話番号		会社法人等番 号※4		
	代表者名	役職名	氏名	フリガナ	
	担当者名	部署・役職名	氏名	フリガナ	
3	法人・団体等 の名称※3	フリガナ			
	法人・団体等 の住所	郵便番号			
		住所			
	電話番号		会社法人等番 号※4		
	代表者名	役職名	氏名	フリガナ	
	担当者名	部署・役職名	氏名	フリガナ	
4	法人・団体等 の名称※3	フリガナ			
	法人・団体等 の住所	郵便番号			
		住所			
	電話番号		会社法人等番 号※4		
	代表者名	役職名	氏名	フリガナ	
	担当者名	部署・役職名	氏名	フリガナ	

- ※1) グループの構成者はリフォーム工事の施工者に限るものとします。
- ※2) 構成者No. 1 には代表提案者の情報（法人・団体等の名称）を記入してください。
- ※3) 法人・団体等の名称の記入は、法人の場合は登記簿の記載通りとし、英数字を含めて全角で記入してください。
- ※4) 会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。
- ※5) 住所は、都道府県名を省略しないで記載して下さい。

グループ提案における構成者※1

(グループ提案のみ提出)

グループ名						
構成者NO. 2	法人・団体等の名称※2	フリガナ		.....		
	法人・団体等の住所	郵便番号				
		住所				
	電話番号			※3会社法人等番号		
	代表者名	役職名	氏名		フリガナ	.....
担当者名	部署・役職名	氏名		フリガナ	.....	

印

※1) グループの構成者はリフォーム工事の施工者に限るものとします。

※2) 法人・団体等の名称の記入は、法人の場合は登記簿の記載通りとし、英数字を含めて全角で記入してください。

※3) 会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。

(注) 構成者No.欄には様式1-2(1)と同じ番号を記入し、各構成者の名称、代表者名等を記入の上、押印してください。

グループ提案における構成者※1

(グループ提案のみ提出)

グループ名								
構成者NO. 3	法人・団体等の名称※2	フリガナ		印				
	法人・団体等の住所	郵便番号						
		住所						
	電話番号					※3会社法人等番号		
	代表者名	役職名	氏名			フリガナ		
担当者名	部署・役職名	氏名	フリガナ					

※1) グループの構成者はリフォーム工事の施工者に限るものとします。

※2) 法人・団体等の名称の記入は、法人の場合は登記簿の記載通りとし、英数字を含めて全角で記入してください。

※3) 会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。

(注) 構成者No.欄には様式1-2(1)と同じ番号を記入し、各構成者の名称、代表者名等を記入の上、押印してください。



グループ提案における構成者※1

(グループ提案のみ提出)

グループ名						
構成者NO. 4	法人・団体等の名称※2	フリガナ		印		
	法人・団体等の住所	郵便番号				
		住所				
	電話番号		※3会社法人等番号			
	代表者名	役職名	氏名			フリガナ
担当者名	部署・役職名	氏名	フリガナ			

※1) グループの構成者はリフォーム工事の施工者に限るものとします。

※2) 法人・団体等の名称の記入は、法人の場合は登記簿の記載通りとし、英数字を含めて全角で記入してください。

※3) 会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。

(注) 構成者No.欄には様式1-2(1)と同じ番号を記入し、各構成者の名称、代表者名等を記入の上、押印してください。

グループ提案における構成者※1

(グループ提案のみ提出)

グループ名						
構成者NO.	法人・団体等の名称※2	フリガナ				
	法人・団体等の住所	郵便番号				
		住所				
	電話番号			※3会社法人等番号		
	代表者名	役職名	氏名	フリガナ		
担当者名	部署・役職名	氏名	フリガナ			

印

※1) グループの構成者はリフォーム工事の施工者に限るものとします。

※2) 法人・団体等の名称の記入は、法人の場合は登記簿の記載通りとし、英数字を含めて全角で記入してください。

※3) 会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。

(注) 構成者No.欄には様式1-2(1)と同じ番号を記入し、各構成者の名称、代表者名等を記入の上、押印してください。

### 補助事業の実施体制

#### 1. リフォーム工事の概算実績

- ・提案者の直近3年（年、年度、会計年度いずれも可）の総工事費、及びリフォーム工事の概算実績（件数・総工事費）を記入してください。
- ・グループ提案の場合、グループ構成者の合計値を記載してください。

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		3年間合計	
戸建住宅・共同住宅専用部のリフォーム工事戸数		戸		戸		戸		戸
共同住宅等共用部分のリフォーム工事件数		棟		棟		棟		棟
リフォーム工事の総工事費		千円		千円		千円		千円
リフォーム工事以外を含む総工事費		千円		千円		千円		千円
代表提案者の資本金								千円

- (注1) 消費税等は除いた額を記載してください。
- (注2) 千円未満は、切り捨てて入力してください（千円未満を入力された場合、切り捨てて処理して保存されます）。
- (注3) 発注者提案の場合、記入は不要です。
- (注4) 平成25年度の実績が分からない場合は、平成22年度から24年度の実績を記入してください。

#### 2. 補助事業の実施体制

- ・提案者以外の作業協力者の有無を下記にチェックしてください。

作業協力者の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
----------	---

- ・提案者以外の作業協力者が有りの場合は下記を記載してください。（作業協力者がいない場合、未定の場合は記載不要です）
- ・長期優良住宅化リフォーム工事における役割がわかるよう、設計者、施工者等別に明記してください。

事業名				
		法人名	代表者	連絡先（電話番号）
作業協力者	設計者			
	施工者			
	リース事業者			
	建材メーカー			
	機器メーカー			
	商社			
	その他			

### 対象住宅の概要

#### 1.リフォーム工事の件数と補助申請額

事業名													
		戸建住宅		共同住宅等専用部分		共同住宅等共用部分			合計				
提案住宅数	確定分		戸		戸		棟		戸		棟		戸
	未確定分		戸		戸		棟		戸		棟		戸
	合計		戸		戸		棟		戸		棟		戸
事業費※			千円		千円				千円				千円
補助申請額※			千円		千円				千円				千円

#### 2.リフォーム工事の申請件数

- ・本提案で実施する長期優良住宅化リフォームの戸数及び補助申請金額が正しく転記されていることを確認してください。
- ・戸数及び補助申請額は確定分と未確定分、及びその合計を記入してください。

工事後の性能			
(1) 戸建住宅 すべてがS基準	戸数	確定	戸
		未確定	戸
		小計	戸
	補助申請額	確定	千円
		未確定	千円
		小計	千円
(2) 共同住宅等専有部分 すべてがS基準	戸数	確定	戸
		未確定	戸
		小計	戸
	補助申請額	確定	千円
		未確定	千円
		小計	千円
(3) 共同住宅等共用部分 すべてがS基準	戸数	確定	棟 戸
		未確定	棟 戸
		小計	棟 戸
	補助申請額	確定	千円
		未確定	千円
		小計	千円
合計	戸数	確定	棟 戸
		未確定	棟 戸
		小計	棟 戸
	補助申請額	確定	千円
		未確定	千円
		小計	千円

確定分の対象住宅の概要（戸建住宅）

件数： 件

戸確NO. ※1	リフォーム工事の発注者※2	対象住宅の所在地※2	評価基準型(1)で採択済の番号※3	工期 (着手～完了)
戸確 - 1		〒 構成者No.		
戸確 - 2		〒 構成者No.		

※1) 様式3-1等の他の様式と共通の番号を記入してください。

※2) リフォーム工事の発注者の氏名及び住所を記入してください。住所は詳細に記入してください。

※3) H26年度事業の評価基準型(1)で確定案件として採択を受けた住宅について追加で応募しようとする場合、採択通知に記載された番号（戸確-1、-2等）を記入してください。今回新規に提案する場合は、空欄として下さい。

（注1）グループ提案の場合は構成者No.に当該確定案件を施工することが決まっている構成者の番号を記入してください。

（注2）確定案件の上限戸数は2戸（グループ提案の場合4戸）です。又、評価基準型(1)での確定案件の提案戸数に関わらず、評価基準型(2)への応募には確定案件が1戸以上必要です。

確定分の対象住宅の概要（共同住宅等専用部分）

件数： 件

共専確NO. ※1	戸数	リフォーム工事の発注者※2	対象住宅の所在地※2※3	評価基準型(1)で採択済の番号※5	工期 (着手ー完了)	備考※4
共専確-1			〒 構成者No.			

※1) 様式3-1等の他の様式と共通の番号を記入してください。

※2) 建築主またはリフォーム工事の発注者のうち1名の氏名及び住所を記入してください。

※3) 対象住宅の所在地は、詳細に記入してください(マンション名、棟名、室番号まで)。

※4) 備考欄には、同時に申請する共用部分がある場合、共用確No.(共用確-●)、共用未No.(共用未-○)を記入してください。

※5) H26年度事業の評価基準型(1)で確定案件として採択を受けた住宅について追加で応募しようとする場合、採択通知に記載された番号(共専確-1、-2等)を記入してください。今回、新規に提案する場合は、空欄として下さい。又、平成26年度の評価基準型で、同じ住棟内で、複数住戸の採択を受けた場合、その一部の住戸を評価基準型(2)に提案することができます。その場合、今回提案する住戸数を「戸数欄」に記入して下さい。

(注1) 同建物内で同様の工事をする場合等においても、建築主または世帯主単位で1住戸ごとに記入してください。

(注2) グループ提案の場合は構成者No.に当該確定案件を施工することが決まっている構成者の番号を記入してください。

(注3) 確定案件の上限戸数は1戸(グループ提案の場合2戸)です。又、評価基準型(1)での確定案件の提案戸数に関わらず、評価基準型(2)への応募には確定案件が1件以上必要です。

確定分の対象住宅の概要（共同住宅等共用部分）

件数： 件

共用確NO. ※1	戸数	リフォーム工事の発注者※2	対象住宅の所在地※2※3	評価基準型(1)で採択済の番号※5	住棟全体をリフォーム※6	工期 (着手ー完了)	備考※4
共用確-1			〒 構成者No.		□		

- ※1) 様式3-1等の他の様式と共通の番号を棟ごとに記入して下さい。複数棟の共同住宅等を申請する場合も棟別に記入して下さい。
- ※2) 建築主が法人格を持つ管理組合の場合、管理組合の法人名及び所在地を記入して下さい。その他の場合は管理組合の名称及び管理組合理事長等、代表者の氏名、住所を記入して下さい。
- ※3) 対象住宅の所在地は詳細に記入して下さい(マンション名、棟名等)。
- ※4) 備考欄には、同時に申請する住戸専用部分がある場合、共専確No.(共専確-●)、共専未No.(共専未-○)を記入して下さい。
- ※5) H26年度事業の評価基準型(1)で確定案件として採択を受けた住宅について追加で応募しようとする場合、採択通知に記載された番号(共用確-1、-2等)を記入して下さい。今回、新規に提案する場合は、空欄として下さい。
- ※6) 共同住宅の共用部分、専用部分全体をリフォームする場合、チェックを入れてください。  
(注1) グループ提案の場合は構成者No.に当該確定案件を施工することが決まっている構成者の番号を記入して下さい。  
(注2) 確定案件の提案戸数・棟数の上限にご注意ください。又、評価基準型(1)での確定案件の提案戸数に関わらず、評価基準型(2)への応募には、確定案件が1件以上必要です。

「評価基準型(1)」の確定案件の採択案件を追加応募する場合の補助申請額の確認

H26年度事業の評価基準型(1)(補助上限額100万円/戸)で確定案件として採択を受けた住宅を追加で応募する場合(以下、追加応募)、下表に必要事項を記入・出力し、提出して下さい。追加応募を行わない場合は提出する必要はありません。

- ・A、B、C欄には、H26年度「評価基準型(1)」の採択通知に記載された内容を転記してください。
- ・D欄には「評価基準型(1)」での採択に対して、各住宅の申請予定補助額(見込み)を記入してください。
- ・E欄には追加応募する住宅に「○」を記入して下さい。
- ・F欄にはE欄で「○」を記入した住宅について、追加応募する戸数を記入してください。
- ・G欄には上限をF×1,000(千円)として、「評価基準型(2)」での追加補助申請額を記入してください。様式4-1等における対象住宅ごとの補助申請額はH欄の金額となります。
- ・H欄には、当該住宅の総補助申請額 (D×F/C)+G(千円) を記入してください。
- ・I欄には当該住宅が補助金交付申請が済んでいる場合や、補助金交付申請辞退届けを提出済みなどの場合に、それらの金額と併せて記入して下さい。

A 平成26年度評価基準型(1)での総採択額(千円)	B 評価基準型(1)で採択済の対象住宅 (採択通知に記載の「戸確-1」等の対象住宅名を記入して下さい)	C 対象住宅別の採択戸数	D 平成26年度評価基準型(1)の採択額のうち当該住宅の予定補助額(千円)	E 追加応募の有無	F 追加応募戸数	G 評価基準型(2)での追加補助申請額(上限F×1,000(千円))	H 合計補助申請額(D×F/C)+G(千円)かつ上限2,000(千円/戸)	I 備考 (補助金交付申請済みや、補助金交付申請辞退届けを提出済みの場合にそれらの金額と併せて記入して下さい。)
計								



長期優良住宅化リフォーム工事の概要（確定分／戸建住宅）

件数： 件

リフォーム工事の概要		リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能 （複数回答可）		リフォーム工事箇所 （複数回答可）	リフォーム工事内容 （仕様等を記載）
			性能項目	基準		
戸確 - 1		<input type="checkbox"/>	劣化対策	S		
		<input type="checkbox"/>	耐震	S		
		<input type="checkbox"/>	省エネ	S		
		<input type="checkbox"/>	維持管理	S		
		<input type="checkbox"/>	その他			
戸確 - 2		<input type="checkbox"/>	劣化対策	S		
		<input type="checkbox"/>	耐震	S		
		<input type="checkbox"/>	省エネ	S		
		<input type="checkbox"/>	維持管理	S		
		<input type="checkbox"/>	その他			

（注1）該当する口を■としてチェックをしてください。

（注2）様式2-2、4-1等の他の様式と共通の番号になるように、記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事の概要（確定分／共同住宅等専用部分）

件数： 件

リフォーム工事の概要		リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能 （複数回答可）		リフォーム工事箇所 （複数回答可）	リフォーム工事内容 （仕様等を記載）
			性能項目	基準		
共専確 - 1	戸数	戸	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S	
			<input type="checkbox"/>	耐震	S	
			<input type="checkbox"/>	省エネ	S	
			<input type="checkbox"/>	維持管理	S	
			<input type="checkbox"/>	高齢者	S	
			<input type="checkbox"/>	可変性	S	
			<input type="checkbox"/>	その他		

（注1）該当する□を■としてチェックをしてください。

（注2）様式2-2、4-1等の他の様式と共通の番号になるように、記入してください。

（注3）同建物内で同様の工事をする場合等においても、建築主または世帯主単位で1住戸ごとに記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事の概要（確定分／共同住宅等共用部分）

件数： 件

リフォーム工事の概要		リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能 (複数回答可)		リフォーム工事箇所 (複数回答可)	リフォーム工事内容 (仕様等を記載)
			性能項目	基準		
共用確 - 1	棟全体の戸数	戸	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S	
			<input type="checkbox"/>	耐震	S	
			<input type="checkbox"/>	省エネ	S	
			<input type="checkbox"/>	維持管理	S	
			<input type="checkbox"/>	高齢者	S	
			<input type="checkbox"/>	可変性	S	
			<input type="checkbox"/>	その他		

(注1) 該当する□を■としてチェックをしてください。

(注2) 様式2-2、4-1等の他の様式と共通の番号になるように、記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事の概要（未確定分／戸建住宅）

件数： 件

リフォーム工事の概要		●参考として想定される標準的な工事内容を記入してください※				
		リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能 (複数回答可)		リフォーム工事箇所 (複数回答可)	リフォーム工事内容 (仕様等を記載)
			性能項目	基準		
戸未-1	戸数	戸	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S	
			<input type="checkbox"/>	耐震	S	
			<input type="checkbox"/>	省エネ	S	
			<input type="checkbox"/>	維持管理	S	
			<input type="checkbox"/>	その他		
戸未-2	戸数	戸	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S	
			<input type="checkbox"/>	耐震	S	
			<input type="checkbox"/>	省エネ	S	
			<input type="checkbox"/>	維持管理	S	
			<input type="checkbox"/>	その他		

※) リフォーム工事後の性能がS基準未満となる場合を除き、本欄の記入内容によって未確定物件の工事内容が制約を受けることは原則的にありません。

(注1) 該当する口を■としてチェックをしてください。

(注2) 様式4-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事の概要（未確定分／共同住宅専用部分）

件数： 件

リフォーム工事の概要			●参考として想定される標準的な工事内容を記入してください※1				
			リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能 (複数回答可)		リフォーム工事箇所 (複数回答可)	リフォーム工事内容 (仕様等を記載)
				性能項目	基準		
共専未-1	戸数	戸	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S		
			<input type="checkbox"/>	耐震	S		
			<input type="checkbox"/>	省エネ	S		
			<input type="checkbox"/>	維持管理	S		
			<input type="checkbox"/>	高齢者	S		
			<input type="checkbox"/>	可変性	S		
			<input type="checkbox"/>	その他			
共専未-2	戸数	戸	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S		
			<input type="checkbox"/>	耐震	S		
			<input type="checkbox"/>	省エネ	S		
			<input type="checkbox"/>	維持管理	S		
			<input type="checkbox"/>	高齢者	S		
			<input type="checkbox"/>	可変性	S		
			<input type="checkbox"/>	その他			

※1) リフォーム工事後の性能がS基準未満となる場合を除き、本欄の記入内容によって未確定物件の工事内容が制約を受けることは原則的にありません。

(注1) 該当する□を■としてチェックをしてください。

(注2) 様式4-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事の概要（未確定分／共同住宅等共用部分）

件数： 件

リフォーム工事の概要			●参考として想定される標準的な工事内容を記入してください※1				
			リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能 (複数回答可)		リフォーム工事箇所 (複数回答可)	リフォーム工事内容 (仕様等を記載)
				性能項目	基準		
共用未 - 1	棟数	棟	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S		
	1棟当たりの戸数	戸	<input type="checkbox"/>	耐震	S		
			<input type="checkbox"/>	省エネ	S		
			<input type="checkbox"/>	維持管理	S		
			<input type="checkbox"/>	高齢者	S		
			<input type="checkbox"/>	可変性	S		
			<input type="checkbox"/>	その他			
共用未 - 2	棟数	棟	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S		
	1棟当たりの戸数	戸	<input type="checkbox"/>	耐震	S		
			<input type="checkbox"/>	省エネ	S		
			<input type="checkbox"/>	維持管理	S		
			<input type="checkbox"/>	高齢者	S		
			<input type="checkbox"/>	可変性	S		
			<input type="checkbox"/>	その他			

※1) リフォーム工事後の性能がS基準未満となる場合を除き、本欄の記入内容によって未確定物件の工事内容が制約を受けることは原則的にありません。

(注1) 該当する口を■としてチェックをしてください。

(注2) 様式4-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。

(注3) 棟ごとに記入してください。ただし、複数棟同様のリフォーム工事をする場合は複数棟まとめて記入してください。

事業計画及び補助金申請額(1)/戸建住宅

■補助額の算定

NO.		リフォーム工事の発注者	施工対象 住戸数 (戸)	(1) 特定性能向上リ フォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工 事費			(3) インスペクション、リフォーム 履歴作成、維持保全計画作成、リフォ ーム瑕疵保険に係る費用			小計 (千円)	附帯事務費 (千円)	補助申請額 (千円)
				特定性能向上 工事に係る事 業費 (千円)	補助額算定用 小計(a) (千円)	その他性能向 上工事に係る 事業費 (千円)	事業費の1/3 (千円)	補助額算定用 小計(b) (千円)	インスペクシ ョン等に係る 費用※ (千円)	リフォーム瑕 疵保険に係る 費用 (千円)	補助額算定用 小計(c) (千円)			
			A	B	C=B×1/3	D	E=D×1/3	F:「C」、 「E」のい ずれか低い 値	G	H	I=(G+H)× 1/3	J=C+F+I	K:「J×2. 2%」以内 の値	M:「J+K」と「A ×200万円」 のいずれか 低い値
戸確-1														
戸確-2														
小計(確定分)			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(m)
戸未-1														
戸未-2														
小計(未確定分)			(a')	(b')	(c')	(d')	(e')	(f')	(g')	(h')	(i')	(j')	(k')	(m')
合計			A'=(a)+(a')	B'=(b)+(b')	C'=(c)+(c')	D'=(d)+(d')	E'=(e)+(e')	F'=(f)+(f')	G'=(g)+(g')	H'=(h)+(h')	I'=(i)+(i')	J'=(j)+(j')	K'=(k)+(k')	M'=(m)+(m')

※) インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1) 消費税等は除いた額を記入してください。

(注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

(注3) 1住戸あたりの補助申請の限度額は200万円としてください。

(注4) Fの金額はCの金額を超えることはできません。

(注5) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて該当する欄に全額を記入してください。

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅専用部分

■補助額の算定

NO.	リフォーム工事の発注者	施工対象 住戸数 (戸)	(1) 特定性能向上リ フォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工 事費			(3) インスペクション、リフォーム 履歴作成、維持保全計画作成、リフ ォーム瑕疵保険に係る費用			小計 (千円)	附帯事務費 (千円)	補助申請額 (千円)
			特定性能向上 工事に係る事 業費 (千円)	補助額算定用 小計(a) (千円)	その他性能向 上工事に係る 事業費 (千円)	事業費の1/3 (千円)	補助額算定用 小計(b) (千円)	インスペクシ ョン等に係る 費用※ (千円)	リフォーム瑕 疵保険に係る 費用 (千円)	補助額算定用 小計(c) (千円)			
		A	B	C = B × 1/3	D	E = D × 1/3	F : 「C」、 「E」のい ずれか低い 値	G	H	I = (G + H) × 1/3	J = C + F + I	K : 「J × 2. 2%」以内 の値	M : 「J + K」と「A × 200万円」 のいずれか 低い値
共専確 - 1													
小計(確定分)		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(m)
共専未 - 1													
共専未 - 2													
小計(未確定分)		(a')	(b')	(c')	(d')	(e')	(f')	(g')	(h')	(i')	(j')	(k')	(m')
合計		A'=(a)+(a')	B'=(b)+(b')	C'=(c)+(c')	D'=(d)+(d')	E'=(e)+(e')	F'=(f)+(f')	G'=(g)+(g')	H'=(h)+(h')	I'=(i)+(i')	J'=(j)+(j')	K'=(k)+(k')	M'=(m)+(m')

※) インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1) 消費税等は除いた額を記入してください。

(注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

(注3) 1住戸あたりの補助申請の限度額は200万円としてください。

(注4) Fの金額はCの金額を超えることはできません。

(注5) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて該当する欄に全額を記入してください。



事業計画及び補助金申請額(1)/共同住宅共用部分

■補助額の算定

		施工対象 住戸数 (戸)	(1) 特定性能向上リ フォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工 事費			(3) インスペクション、リフォーム 履歴作成、維持保全計画作成、リフ ォーム瑕疵保険に係る費用			小計 (千円)	附帯事務費 (千円)	補助申請額 (千円)
NO.	リフォーム工事の発注者		特定性能向上 工事に係る事 業費 (千円)	補助額算定用 小計(a) (千円)	その他性能向 上工事に係る 事業費 (千円)	事業費の1/3 (千円)	補助額算定用 小計(b) (千円)	インスペクシ ョン等に係る 費用※ (千円)	リフォーム瑕 疵保険に係る 費用 (千円)	補助額算定用 小計(c) (千円)			
		A	B	C=B×1/3	D	E=D×1/3	F:「C」、 「E」のい ずれか低い 値	G	H	I=(G+H)× 1/3	J=C+F+I	K:「J×2. 2%」以内 の値	M:「J+K」と「A ×200万円」 のいずれか 低い値
共用確 - 1													
小計(確定分)		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(m)
共用未 - 1													
共用未 - 2													
小計(未確定分)		(a')	(b')	(c')	(d')	(e')	(f')	(g')	(h')	(i')	(j')	(k')	(m')
合計		A'=(a)+(a')	B'=(b)+(b')	C'=(c)+(c')	D'=(d)+(d')	E'=(e)+(e')	F'=(f)+(f')	G'=(g)+(g')	H'=(h)+(h')	I'=(i)+(i')	J'=(j)+(j')	K'=(k)+(k')	M'=(m)+(m')

※) インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1) 消費税等は除いた額を記入してください。

(注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

(注3) 1住戸あたりの補助申請の限度額は200万円としてください。

(注4) Fの金額はCの金額を超えることはできません。

(注5) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて該当する欄に全額を記入してください。

### 事業計画及び補助金申請額(2)

#### (1) 事業費の計算

				戸建住宅		共同住宅等専用部分		共同住宅等共用部分		合計	
長期優良住宅化リフォーム工事に係る総事業費	事業費	(1)特定性能向上工事	①=(b)		千円		千円		千円		千円
	事業費	(2)その他性能向上工事	②=(d)		千円		千円		千円		千円
	事業費	(3)インスペクション・維持保全計画作成、及びリフォーム瑕疵保険	③=(g+h)		千円		千円		千円		千円
事業費合計				④=①+②+③			千円		千円		千円

#### (2) 補助申請額の計算

		戸建住宅		共同住宅等専用部分		共同住宅等共用部分		合計	
補助額合計	⑤=M'		千円		千円		千円		千円
補助上下限額に収まっているかの確認 (収まっている場合はチェック)	下限: ⑤≧100千円 一者提案上限: ⑤≦50,000千円 グループ提案上限: ⑤≦100,000千円								

#### (3) 補助申請額(確定分)の計算

		戸建住宅		共同住宅等専用部分		共同住宅等共用部分		合計	
補助額合計	⑥=m		千円		千円		千円		千円

#### ■他の補助金の有無

本事業以外に国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定の有無をチェックし、有る場合は事業名及び本事業との区別を明記してください。

他の補助金有り	<input type="checkbox"/>	
他の補助金無し	<input type="checkbox"/>	

(注1) 消費税等は除いた額を記入してください。  
 (注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

### 補助金申請額の確認

(1) 補助提案額の計算(評価基準型(1)+提案型+評価基準型(2)+再応募型)

H26年4月に開始した公募で、評価基準型(1)・提案型の提案を行った場合、評価基準型(2)についても提案する場合、この様式に記入して提出してください。

		戸建住宅		共同住宅等専用部分		共同住宅等共用部分		合計	
評価基準型(1)補助額合計	⑦		千円		千円		千円		千円
提案型補助額合計	⑧		千円		千円		千円		千円
評価基準型(2)補助提案額合計	⑨=M'		千円		千円		千円		千円
再応募型補助提案額合計	⑩		千円		千円		千円		千円
合計			千円		千円		千円		千円
H26年度に提案をした補助の合計金額が、補助上下限額に収まっているかの確認(収まっている場合はチェック)	下限：⑤≥100千円 一者提案上限：⑤≤50,000千円 グループ提案上限：⑤≤100,000千円	□							

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（確定分／戸建住宅）

件数： 件

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
戸確-1	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
合計								
戸確-2	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
合計								

- (注1) 消費税等は除いた額を記入してください。
- (注2) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。
- (注3) 適宜、工事種別に項目を立てて記入してください。
- (注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（確定分／共同住宅専用部分）

件数： 件

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
共専確-1	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
	戸当たり合計							
戸数	総合計							

- (注1) 消費税等は除いた額を記入してください。
- (注2) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。
- (注3) 適宜、工事種別に項目を立てて記入してください。
- (注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（確定分／共同住宅共用部分）

件数： 件

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
共用確-1	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
棟当たり合計								
戸数	戸当たり金額							

- (注1) 消費税等は除いた額を記入してください。
- (注2) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。
- (注3) 適宜、工事種別に項目を立てて記入してください。
- (注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。
- (注5) 棟ごとに記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（未確定分／戸建住宅）

件数： 件

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
戸未-1	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
戸当たり合計								
戸数	総合計							
戸未-2	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
戸当たり合計								
戸数	総合計							

- (注1) 消費税等は除いた額を記入してください。
- (注2) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。
- (注3) 適宜、工事種別に項目を立てて記入してください。
- (注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（未確定分／共同住宅専用部分）

件数： 件

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
共専未-1	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
戸当たり合計								
戸数	総合計							
共専未-2	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
戸当たり合計								
戸数	総合計							

- (注1) 消費税等は除いた額を記入してください。
- (注2) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。
- (注3) 適宜、工事種別に項目を立てて記入してください。
- (注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。



長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（未確定分／共同住宅共用部分）

件数： 件

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
共用未-1	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
総合計								
棟数				棟当たり合計				
戸数				戸当たり金額				
共用未-2	(1)特定性能向上工事							
		小計						
	(2)その他性能向上工事							
		小計						
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用							
小計								
総合計								
棟数				棟当たり合計				
戸数				戸当たり金額				

- (注1) 消費税等は除いた額を記入してください。
- (注2) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。
- (注3) 適宜、工事種別に項目を立てて記入してください。
- (注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。
- (注5) 棟ごとに記入してください。